

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進総室 まちづくり推進課	
許 認 可 等 名	市街地再開発促進地域内における建築物の建築の許可	
根 拠 法 令	都市再開発法	
根 拠 条 項	第7条の4第1項	
連 絡 先	(電話 621-5269)	
審 査 基 準	基 準	<p>○都市再開発法 (建築の許可) 第7条の4 市街地再開発促進区域内においては、建築基準法第59条第1項第1号に該当する建築物(同項第2号又は第3号に該当する建築物を除く。)の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下この条から第7条の6まで及び第141条の2第1号において「建築許可権者」という。)の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為又はその他の政令で定める軽易な行為については、この限りでない。</p> <p>2 建築許可権者は、前項の許可の申請があつた場合において、当該建築が第7条の6第4項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地におけるものであるときは、その許可をしなければならない。</p> <p>3 第1項の規定は、第1種市街地再開発事業に関する都市計画に係る都市計画法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示又は第60条第2項第1号の公告があつた後は、当該告示又は公告に係る土地の区域内においては、適用しない。</p> <p>○都市再開発法施行令 (市街地再開発促進区域内における建築で都道府県知事の許可を要しない軽易なもの) 第1条の6 法第7条の4第1項ただし書の政令で定める軽易な行為は、階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物の改築又は移転</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 日(休日を除く・休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	設定しない (これまで先例がなく、今後も申請が見込まれないため)
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準	基準	<p>とする。</p> <p>○都市再開発法施行規則 (市街地再開発促進区域内における建築許可の申請) 第1条の4 法第7条の4第1項の許可の申請は、別記様式第1の2の建築許可申請書を提出してするものとする。</p> <p>2 前項の建築許可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺500分の1以上のもの</p> <p>(2) 2面以上の建築物の断面図で縮尺200分の1以上のもの</p>
------	----	---